

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p data-bbox="172 716 1190 779"><u>避難情報の発令判断・伝達マニュアル</u></p> <p data-bbox="507 1402 854 1455">令和3年 6月</p> <p data-bbox="581 1808 780 1860">礼文町</p>	<p data-bbox="1359 716 2377 779"><u>避難情報の発令判断・伝達マニュアル</u></p> <p data-bbox="1685 1402 2033 1455">令和3年 6月</p> <p data-bbox="1685 1493 2062 1545"><u>(令和5年3月)</u></p> <p data-bbox="1760 1808 1958 1860">礼文町</p>	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等																
<p>5 避難情報発令の基本的考え方</p> <p>(1) 避難情報発令の判断基準の設定</p> <p>町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、必要と認める居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。この際、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する必要がある。</p> <p>避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。</p> <p>(2) 避難情報発令の徹底</p> <p>避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず、判断基準に基づき避難情報を発令する。</p> <p>また、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。</p> <p>なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応するものとする。</p> <p>(3) 町長不在等の場合における避難情報の発令に関する委任順位</p> <p>災害対策基本法において、市町村長は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生するおそれがある場合等、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されている。</p> <p>避難情報の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">順 位</th> <th style="width: 85%;">避難勧告等の発令委任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1順位</td> <td style="text-align: center;">副町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2順位</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3順位</td> <td style="text-align: center;">総務課長</td> </tr> </tbody> </table>	順 位	避難勧告等の発令委任者	第1順位	副町長	第2順位	教育長	第3順位	総務課長	<p>5 避難情報発令の基本的考え方</p> <p>(1) 避難情報発令の判断基準の設定</p> <p>町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、必要と認める居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。この際、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する必要がある。</p> <p>避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。</p> <p>(2) 避難情報発令の徹底</p> <p>避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれず、判断基準に基づき避難情報を発令する。</p> <p>また、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。</p> <p>なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応するものとする。</p> <p>(3) 町長不在等の場合における避難情報の発令に関する委任順位</p> <p>災害対策基本法において、市町村長は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生するおそれがある場合等、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されている。</p> <p>避難情報の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">順 位</th> <th style="width: 85%;">避難情報の発令委任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1順位</td> <td style="text-align: center;">副町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2順位</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3順位</td> <td style="text-align: center;">総務課長</td> </tr> </tbody> </table>	順 位	避難情報の発令委任者	第1順位	副町長	第2順位	教育長	第3順位	総務課長	<p>文言の修正</p>
順 位	避難勧告等の発令委任者																	
第1順位	副町長																	
第2順位	教育長																	
第3順位	総務課長																	
順 位	避難情報の発令委任者																	
第1順位	副町長																	
第2順位	教育長																	
第3順位	総務課長																	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>6 避難情報の解除等の基本的考え方</p> <p>町は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、IP告知放送、ホームページ、登録制メール等SNS、電話、広報車等により、速やかにその旨を周知する。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域など)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>(1) 河川</p> <p>当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水が下がった場合を基本として解除するものとする。</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めるなど、慎重に解除の判断を行う。</p> <p>(3) 高潮</p> <p>当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(4) 津波</p> <p>当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p>	<p>6 避難情報の解除等の基本的考え方</p> <p>町は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、IP告知放送、ホームページ、登録制メール等SNS、電話、広報車等により、速やかにその旨を周知する。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。解除する場合には、居住者等に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域など)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>(1) 河川</p> <p>当該河川の<u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水が下がった場合を基本として解除するものとする。</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めるなど、慎重に解除の判断を行う。</p> <p>(3) 高潮</p> <p>当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(4) 津波</p> <p>当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等																																																																																																																														
<p>7 避難情報の発令単位</p> <p>避難情報の発令単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう、自主防災組織(自治会)等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、居住者等は、避難情報が発令され、避難する際には、各地区において指定された、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先とする。</p> <p>(1) 各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所(洪水・土砂災害・高潮)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="3">指定緊急避難場所 〔所在地〕</th> <th rowspan="2">指定避難所 〔所在地〕</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高 潮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">香 深 地 区</td> <td rowspan="2">元 地</td> <td colspan="2">元地自治会館 〔香深村字元地〕</td> <td rowspan="2">元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕</td> </tr> <tr> <td>知 床</td> <td colspan="2">知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕</td> <td>知床地区防災避難所</td> </tr> <tr> <td>奮 部</td> <td>知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕</td> <td>奮部自治会館 〔香深村字奮部〕</td> <td>【香深村字知床】</td> </tr> <tr> <td>差 閉</td> <td>町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> <td>差閉自治会館 〔香深村字差閉〕</td> <td>町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> </tr> <tr> <td>尺 忍</td> <td colspan="2">町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> <td>【福祉避難所】</td> </tr> <tr> <td>入 舟</td> <td>入舟自治会館 〔香深村字入舟〕</td> <td colspan="2">町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> </tr> <tr> <td>会所前</td> <td colspan="2">会所前自治会館 〔香深村字会所前〕</td> <td>または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕</td> </tr> <tr> <td>津軽町</td> <td colspan="2">津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕</td> <td>礼文小学校 〔香深村字会所前〕</td> </tr> <tr> <td>手 然</td> <td colspan="2">総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深井第1</td> <td colspan="2">香深井小学校 〔香深村字香深井〕</td> <td>香深井小学校 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深井第2</td> <td colspan="2">総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>起登臼</td> <td colspan="2">起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕</td> <td>礼文高校 〔香深村字赤岩〕</td> </tr> <tr> <td>内 路</td> <td colspan="2">内路自治会館 〔香深村字内路〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				避難対象地区	指定緊急避難場所 〔所在地〕			指定避難所 〔所在地〕	洪水	土砂災害	高 潮	香 深 地 区	元 地	元地自治会館 〔香深村字元地〕		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕	元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕		知 床	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕		知床地区防災避難所	奮 部	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕	奮部自治会館 〔香深村字奮部〕	【香深村字知床】	差 閉	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	差閉自治会館 〔香深村字差閉〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	尺 忍	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		【福祉避難所】	入 舟	入舟自治会館 〔香深村字入舟〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		会所前	会所前自治会館 〔香深村字会所前〕		または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕	津軽町	津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕		礼文小学校 〔香深村字会所前〕	手 然	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕	香深井第1	香深井小学校 〔香深村字香深井〕		香深井小学校 〔香深村字香深井〕	香深井第2	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕	起登臼	起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕		礼文高校 〔香深村字赤岩〕	内 路	内路自治会館 〔香深村字内路〕			<p>7 避難情報の発令単位</p> <p>避難情報の発令単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう、自主防災組織(自治会)等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、居住者等は、避難情報が発令され、避難する際には、各地区において指定された、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先とする。</p> <p>(1) 各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所(洪水・土砂災害・高潮)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難対象地区</th> <th colspan="3">指定緊急避難場所 〔所在地〕</th> <th rowspan="2">指定避難所 〔所在地〕</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>高 潮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">香 深 地 区</td> <td rowspan="2">元 地</td> <td colspan="2">元地自治会館 〔香深村字元地〕</td> <td rowspan="2">元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕</td> </tr> <tr> <td>知 床</td> <td colspan="2">知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕</td> <td>知床地区防災避難所</td> </tr> <tr> <td>奮 部</td> <td>知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕</td> <td>奮部自治会館 〔香深村字奮部〕</td> <td>【香深村字知床】</td> </tr> <tr> <td>差 閉</td> <td>町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> <td>差閉コミュニティセンター 〔香深村字差閉〕</td> <td>町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> </tr> <tr> <td>尺 忍</td> <td colspan="2">町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> <td>【福祉避難所】</td> </tr> <tr> <td>入 舟</td> <td>入舟自治会館 〔香深村字入舟〕</td> <td colspan="2">町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕</td> </tr> <tr> <td>会所前</td> <td colspan="2">会所前自治会館 〔香深村字会所前〕</td> <td>または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕</td> </tr> <tr> <td>津軽町</td> <td colspan="2">津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕</td> <td>礼文小学校 〔香深村字会所前〕</td> </tr> <tr> <td>手 然</td> <td colspan="2">総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深井第1</td> <td colspan="2">香深井小学校 〔香深村字香深井〕</td> <td>香深井小学校 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>香深井第2</td> <td colspan="2">総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> <td>総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕</td> </tr> <tr> <td>起登臼</td> <td colspan="2">起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕</td> <td>礼文高校 〔香深村字赤岩〕</td> </tr> <tr> <td>内 路</td> <td colspan="2">内路自治会館 〔香深村字内路〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				避難対象地区	指定緊急避難場所 〔所在地〕			指定避難所 〔所在地〕	洪水	土砂災害	高 潮	香 深 地 区	元 地	元地自治会館 〔香深村字元地〕		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕	元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕		知 床	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕		知床地区防災避難所	奮 部	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕	奮部自治会館 〔香深村字奮部〕	【香深村字知床】	差 閉	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	差閉コミュニティセンター 〔香深村字差閉〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	尺 忍	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		【福祉避難所】	入 舟	入舟自治会館 〔香深村字入舟〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		会所前	会所前自治会館 〔香深村字会所前〕		または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕	津軽町	津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕		礼文小学校 〔香深村字会所前〕	手 然	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕	香深井第1	香深井小学校 〔香深村字香深井〕		香深井小学校 〔香深村字香深井〕	香深井第2	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕	起登臼	起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕		礼文高校 〔香深村字赤岩〕	内 路	内路自治会館 〔香深村字内路〕			表記修正
避難対象地区	指定緊急避難場所 〔所在地〕				指定避難所 〔所在地〕																																																																																																																																	
	洪水	土砂災害	高 潮																																																																																																																																			
香 深 地 区	元 地	元地自治会館 〔香深村字元地〕		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕																																																																																																																																		
		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕																																																																																																																																				
	知 床	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕		知床地区防災避難所																																																																																																																																		
	奮 部	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕	奮部自治会館 〔香深村字奮部〕	【香深村字知床】																																																																																																																																		
	差 閉	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	差閉自治会館 〔香深村字差閉〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕																																																																																																																																		
	尺 忍	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		【福祉避難所】																																																																																																																																		
	入 舟	入舟自治会館 〔香深村字入舟〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕																																																																																																																																			
	会所前	会所前自治会館 〔香深村字会所前〕		または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕																																																																																																																																		
	津軽町	津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕		礼文小学校 〔香深村字会所前〕																																																																																																																																		
	手 然	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	香深井第1	香深井小学校 〔香深村字香深井〕		香深井小学校 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	香深井第2	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	起登臼	起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕		礼文高校 〔香深村字赤岩〕																																																																																																																																		
	内 路	内路自治会館 〔香深村字内路〕																																																																																																																																				
避難対象地区	指定緊急避難場所 〔所在地〕			指定避難所 〔所在地〕																																																																																																																																		
	洪水	土砂災害	高 潮																																																																																																																																			
香 深 地 区	元 地	元地自治会館 〔香深村字元地〕		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕																																																																																																																																		
		元地地区防災避難所 〔香深村字元地〕																																																																																																																																				
	知 床	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕		知床地区防災避難所																																																																																																																																		
	奮 部	知床地区防災避難所 〔香深村字知床〕	奮部自治会館 〔香深村字奮部〕	【香深村字知床】																																																																																																																																		
	差 閉	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕	差閉コミュニティセンター 〔香深村字差閉〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕																																																																																																																																		
	尺 忍	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕		【福祉避難所】																																																																																																																																		
	入 舟	入舟自治会館 〔香深村字入舟〕	町民活動総合センター(ピスカ21) 〔香深村字尺忍〕																																																																																																																																			
	会所前	会所前自治会館 〔香深村字会所前〕		または 礼文小学校 〔香深村字会所前〕																																																																																																																																		
	津軽町	津軽町コミュニティ会館 〔香深村字香深井津軽町〕		礼文小学校 〔香深村字会所前〕																																																																																																																																		
	手 然	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	香深井第1	香深井小学校 〔香深村字香深井〕		香深井小学校 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	香深井第2	総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕		総合体育館(潮騒ドーム) 〔香深村字香深井〕																																																																																																																																		
	起登臼	起登臼自治会館 〔香深村字起登臼〕		礼文高校 〔香深村字赤岩〕																																																																																																																																		
	内 路	内路自治会館 〔香深村字内路〕																																																																																																																																				
								表記修正																																																																																																																														

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等			
避難対象地区		指定緊急避難場所 〔所在地〕		指定避難所 〔所在地〕	避難対象地区		指定緊急避難場所 〔所在地〕		指定避難所 〔所在地〕		
		洪水	土砂災害				高潮	洪水			土砂災害
船 泊 地 区	赤岩第1	赤岩自治会館 〔船泊村字赤岩〕		礼文高校 〔船泊村字赤岩〕	赤岩第1	赤岩自治会館 〔船泊村字赤岩〕		礼文高校 〔船泊村字赤岩〕	表記修正		
	赤岩第2				赤岩第2						
	上 泊	上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕		上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕	上 泊	上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕		上泊地区防災避難所 〔船泊村字上泊〕			
	高 山	<u>上泊地区防災避難所</u> 〔船泊村字上泊〕	高山自治会館 〔船泊村字高山〕		高 山	高山 <u>コミュニティ</u> 会館 〔船泊村字高山〕					
	幌泊第1	幌泊自治会館 〔船泊村字幌泊〕		スポーツ文化 交流センター (輝交流館) 〔船泊村字大備〕	幌泊第1	幌泊自治会館 〔船泊村字幌泊〕		スポーツ文化 交流センター (輝交流館) 〔船泊村字大備〕			
	幌泊第2				幌泊第2						
	五番地	五番地自治会館 〔船泊村字五番地〕		【福祉避難所】	五番地	五番地自治会館 〔船泊村字五番地〕		【福祉避難所】			
	大備第1	スポーツ文化交流センター(輝交流館) 〔船泊村字大備〕			大備第1	スポーツ文化交流センター(輝交流館) 〔船泊村字大備〕					
	大備中央				大備中央						
	大備第3				大備第3						
	大備湖畔				大備湖畔						
	浜 中	浜中自治会館 〔船泊村字浜中〕		旧神崎小学校 〔船泊村字浜中〕	浜 中	浜中自治会館 〔船泊村字浜中〕		旧神崎小学校 〔船泊村字浜中〕			
	江戸屋	<u>須古頓地区防災避難所</u> 〔船泊村字須古頓〕	須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕	須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕	江戸屋	<u>江戸屋コミュニティ会館</u> 〔船泊村字江戸屋〕	須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕	須古頓地区防災 避難所 〔船泊村字須古頓〕		表記修正	
		※江戸屋コミュニティ会館 〔船泊村字江戸屋〕 (R3.3 完成予定)			須古頓 (白浜)	須古頓地区防災避難所 〔船泊村字須古頓〕					
須古頓 (白浜)	須古頓地区防災避難所 〔船泊村字須古頓〕		旧神崎小学校 〔船泊村字浜中〕 ※船泊西地区防災 拠点センター 〔船泊村字西大沢〕 ※R3.11 完成予定	鉄 府	鉄府自治会館 〔船泊村字鉄府〕		船泊西地区防災 拠点センター 〔船泊村字西大沢〕				
鉄 府	鉄府自治会館 〔船泊村字鉄府〕			西上泊	西上泊自治会館 〔船泊村字西上泊〕						
西上泊	西上泊自治会館 〔船泊村字西上泊〕										

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等
(2) 各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所（津波）				(2) 各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所（津波）				
	避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所		避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	
香 深 地 区	元 地	元地地区防災避難所	元地地区防災避難所	元 地	元地地区防災避難所	元地地区防災避難所	元地地区防災避難所	追 加
		小田桐商店裏山						
	知 床	知床地区防災地区避難所	知床地区防災避難所	知 床	知床地区防災地区避難所	知床地区防災避難所		
		ちびっこ広場裏山			ちびっこ広場裏山			
	奮 部	北のカナリアパーク		奮 部			北のカナリアパーク	
	差 閉	北のカナリアパーク		北のカナリアパーク	差 閉		北のカナリアパーク	
		久保商店冷凍工場前山	久保商店冷凍工場前山					
	尺 忍	見晴台ニュータウン	尺 忍	見晴台ニュータウン				
		宗谷バス(株)礼文営業所裏山		宗谷バス(株)礼文営業所裏山				
	入 舟	礼文小学校・香深中学校シェルター 避難路	入 舟	礼文小学校・香深中学校シェルター 避難路				
					会所前	会所前		
	津 軽 町	藤建設(株)礼文支店北側裏山	礼文小学校	津 軽 町	藤建設(株)礼文支店北側裏山			
		竹岡川北側裏山			竹岡川北側裏山			
		ユース前バス停留所南側裏山				ユース前バス停留所南側裏山		
創価学会礼文会館北側裏山		創価学会礼文会館北側裏山						
手 然	手然バス停留所南側裏山	手 然	手然バス停留所南側裏山					
香深井第1	自然体験公園パークゴルフ場	総合体育館（潮騒ドーム） 香深井小学校 ふれあいコミュニティセンター ふるさと応援体験道場	香深井第1	自然体験公園パークゴルフ場				
	香深井小学校シェルター避難路			香深井小学校シェルター避難路				
	香深アクアプラント				香深アクアプラント			
緑ヶ丘公園アスレチック	緑ヶ丘公園アスレチック							
香深井第2	総合体育館（潮騒ドーム）裏山	香深井第2	総合体育館（潮騒ドーム）裏山					
起登臼	起登臼地区シェルター避難路	起登臼	起登臼地区シェルター避難路					
内 路	内路稲荷神社南側裏山	礼文高校	内 路	内路稲荷神社南側裏山				
	礼文岳登山道			礼文岳登山道				

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	
船泊地区	赤岩第1	赤岩浄水場	礼文高校	赤岩第1	赤岩浄水場	礼文高校
	赤岩第2	埋立処分地施設山 赤岩神社		赤岩第2	埋立処分地施設山 赤岩神社	
	上 泊	上泊地区シェルター避難路 上泊灯台グラウンド	上泊地区防災避難所	上 泊	上泊地区シェルター避難路 上泊灯台グラウンド	上泊地区防災避難所
	高 山	上泊灯台グラウンド 礼文空港		高 山	上泊灯台グラウンド 礼文空港	
	幌泊第1	礼文空港	スポーツ文化交流センター (輝交流館) 船泊中学校	幌泊第1	礼文空港	スポーツ文化交流センター (輝交流館) 船泊中学校
	幌泊第2			幌泊第2		
	五番地	礼文空港 テレビ中継所山	大備第1	五番地	礼文空港 テレビ中継所山	大備第1
	大備第1	礼文神社 礼文町高山植物園		大備第1	礼文神社 礼文町高山植物園	
	大備中央	船泊駐在所裏山 礼文町高山植物園	大備中央	船泊駐在所裏山 礼文町高山植物園	大備中央	船泊駐在所裏山 礼文町高山植物園
	大備第3	忠魂碑	スポーツ文化交流センター (輝交流館)	大備第3	忠魂碑	スポーツ文化交流センター (輝交流館)
		船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	船泊小・中学校		船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	船泊小・中学校
	大備湖畔	久種湖畔展望台	船泊小学校 スポーツ文化交流センター (輝交流館)	大備湖畔	久種湖畔展望台	船泊小学校 スポーツ文化交流センター (輝交流館)
		船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園			船泊小中学校シェルター避難路 礼文町高山植物園	
	浜 中	旧神崎小学校裏山 浜中自治会館西側裏山 浜中神社山	旧神崎小学校	浜 中	旧神崎小学校裏山 浜中自治会館西側裏山 浜中神社山	旧神崎小学校
	江戸屋	江戸屋山道	須古頓地区防災避難所	江戸屋	江戸屋山道	須古頓地区防災避難所
白 浜	須古頓漁港裏山	白 浜		須古頓漁港裏山		
須古頓	須古頓地区防災避難所	須古頓		須古頓地区防災避難所		
鉄 府	鉄府漁港裏山	旧神崎小学校 ※船泊西地区防災拠点センター (R3.11月完成予定)	鉄 府	鉄府漁港裏山	船泊西地区防災拠点センター	
西上泊	西上泊神社		西上泊	西上泊神社		

表記修正

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等																								
<p>9 避難情報の判断に関する関係機関の助言</p> <p>気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難情報発令の判断基準の設定及び避難情報の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。</p> <table border="1" data-bbox="121 499 1240 1644"> <thead> <tr> <th>機関名 【連絡先】</th> <th>助言を求めることができる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】</td> <td>○気象、地象、水象に関する事。</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局 稚内開発建設部 技術管理課 【電話番号 0162-33-1087】</td> <td>○直轄砂防施設に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。 ○直轄施設の被害情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】</td> <td>○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】</td> <td>○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】</td> <td>○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項	稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】	○気象、地象、水象に関する事。	北海道開発局 稚内開発建設部 技術管理課 【電話番号 0162-33-1087】	○直轄砂防施設に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。 ○直轄施設の被害情報に関する事。	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】	○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。	宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】	○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。	<p>9 避難情報の判断に関する関係機関の助言</p> <p>気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難情報発令の判断基準の設定及び避難情報の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。</p> <table border="1" data-bbox="1299 499 2418 1644"> <thead> <tr> <th>機関名 【連絡先】</th> <th>助言を求めることができる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】</td> <td>○気象、地象、水象に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】</td> <td>○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】</td> <td>○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】</td> <td>○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項	稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】	○気象、地象、水象に関する事。	(削除)		宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】	○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。	宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】	○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。	<p>表記修正</p>
機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項																									
稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】	○気象、地象、水象に関する事。																									
北海道開発局 稚内開発建設部 技術管理課 【電話番号 0162-33-1087】	○直轄砂防施設に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。 ○直轄施設の被害情報に関する事。																									
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】	○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。																									
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。																									
宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】	○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。																									
機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項																									
稚内地方気象台 【電話番号 0162-23-2678】	○気象、地象、水象に関する事。																									
(削除)																										
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室維持管理課 【電話番号 0162-33-2554】	○道管理河川施設に関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。																									
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0162-33-2506】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ○保有するリアルタイムの情報に関する事。																									
宗谷総合振興局 地域創生部 地域政策課 【電話番号 0162-33-2526】	○災害情報及び被害情報に関する事。 ○避難対策に関する事。																									

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等			
10 避難情報の伝達方法				10 避難情報の伝達方法							
避難情報の伝達に係る担当部署及び伝達手段・伝達先は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行う。				避難情報の伝達に係る担当部署及び伝達手段・伝達先は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行う。							
	担当部署	伝達手段		伝達先							
礼文町役場	総務課	○北海道防災情報システムへの入力(災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者		○北海道防災情報システムへの入力(災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者			
			ラジオ放送	聴取者				ラジオ放送	聴取者		
			緊急速報メール(エリアメール)	町内に滞在する携帯電話保持者				緊急速報メール(エリアメール)	町内に滞在する携帯電話保持者		
			○IP告知放送(IP告知端末・屋外スピーカー)		住民等			○IP告知放送(IP告知端末・屋外スピーカー)		住民等	
			○IP告知端末アプリ(知らせますくん2)		事前登録者			○IP告知端末アプリ(知らせますくん2)		事前登録者	
			○LINE(礼文町防災LINE)		事前登録者			○ 礼文町防災メール(すぐメール)		事前登録者	
			○町ホームページ		PCユーザー等			○ LINE(礼文町防災LINE)		事前登録者	
			○Twitter、Facebook		PCユーザー等			○町ホームページ		PCユーザー等	
			○礼文町防災メール(すぐメール)		事前登録者			○Twitter、Facebook		PCユーザー等	
			○広報車		住民等(巡回ルート)			○広報車		住民等(巡回ルート)	
		○電話又はFAX		避難施設(避難場所・避難所)管理者			○電話又はFAX		避難施設(避難場所・避難所)管理者		
			○電話又はFAX		宗谷総合振興局 地域政策課 0162-33-2526 稚内開発建設部 技術管理課 0162-33-1087 稚内地方気象台 0162-23-2679 稚内警察署警備課 0162-24-0110 稚内海上保安部 警備救難課 0162-22-0118 稚内警察署香深駐在所 0163-86-1110			○電話又はFAX		宗谷総合振興局 地域政策課 0162-33-2526 (削除) 稚内地方気象台 0162-23-2679 稚内警察署警備課 0162-24-0110 稚内海上保安部 警備救難課 0162-22-0118 稚内警察署香深駐在所 0163-86-1110	
			○北海道総合行政情報ネットワーク		利尻礼文消防事務組合 消防署礼文支署 0163-86-1119			○北海道総合行政情報ネットワーク		利尻礼文消防事務組合 消防署礼文支署 0163-86-1119	
			○電話又はFAX		自治会、自主防災組織			○電話又はFAX		自治会	
		建設課	○電話又はFAX		宗谷総合振興局稚内建設管理部 礼文出張所 0162-87-2316			建設課	○電話又はFAX		宗谷総合振興局稚内建設管理部 礼文出張所 0162-87-2316
	町民課	○電話又はFAX		要配慮者利用施設*			町民課	○電話又はFAX		要配慮者利用施設*	
	保健課	○電話又はFAX		避難支援等関係者			保健課	○電話又はFAX		避難支援等関係者	
	教育委員会	○電話又はFAX		学校等文教施設			教育委員会	○電話又はFAX		学校等文教施設	
	利尻礼文消防事務組合 消防署礼文支署	○消防車		住民等(巡回ルート)			利尻礼文消防事務組合 消防署礼文支署	○消防車		住民等(巡回ルート)	
		○電話又は電子メール		消防団				○電話又は電子メール		消防団	
※ 要配慮者利用施設に対して、高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。 その際、町民課と連携する。				※ 要配慮者利用施設に対して、高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。 その際、町民課と連携する。				表記修正 (伝達先の統一)			
								表記修正			

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等
【 洪水編 】				【 洪水編 】				
3 避難情報の発令を判断するための情報				3 避難情報の発令を判断するための情報				
項 目	提供元	説 明	主な提供システム等	項 目	提供元	説 明	主な提供システム等	
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》	表記修正
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。		大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。		
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》	表記修正
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル3に相当。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル3に相当。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》	表記修正
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	気象庁	大雨による。浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の流域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	気象庁	大雨による。浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の流域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	表記修正
洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知「河川及びその他の河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知「河川及びその他の河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。 (発表間隔10分毎)	《気象庁ホームページ》	表記修正
今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。(発表間隔10分毎：実況及び6時間先まで、1時間毎：7～15時間先)	《気象庁ホームページ》	今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。(発表間隔10分毎：実況及び6時間先まで、1時間毎：7～15時間先)	《気象庁ホームページ》	
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
4 避難情報の発令・解除基準			4 避難情報の発令・解除基準			
洪水に対する避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。			洪水に対する避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。			
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)	区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ② 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過する とが予想される場合(夕刻時点で発令) 		【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>大沢川の洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ② 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過する とが予想される場合(夕刻時点で発令) 		ガイドライン P73 文言修正
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ② 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが 予想(夕刻時点で発令) ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが 予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は躊躇なく避難指示を発令する。 ⑤ 消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 	その時の雨量、河川等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。	【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>大沢川の洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布)「<u>危険(紫)</u>」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ② 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが 予想(夕刻時点で発令) ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが 予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は躊躇なく避難指示を発令する。 ⑤ 消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 	その時の雨量、河川等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。	ガイドライン P74 文言修正
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害の切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ② 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の対象区域は適切に絞込む) (災害の発生を確認) ③ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (消防団、住民等からの報告により把握できた場合) 		【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害の切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>大沢川の洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布)で「<u>災害切迫(黒)</u>」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合) ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の対象区域は適切に絞込む) (災害の発生を確認) ④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (消防団、住民等からの報告により把握できた場合) 		ガイドライン P75 文言修正
解 除	河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に下がった場合を基本とし、解除する。		解 除	<u>当該河川の洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に下がった場合を基本とし解除する。		文言修正
※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令しない。状況変化は追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき気行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。			※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令しない。状況変化は追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき気行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。			

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			文言修正
区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障が いのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、準備に照らし緊急を要すると認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険な場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、準備に照らし緊急を要すると認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険な場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>6 避難情報の伝達文</p> <p>(1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■状況に応じ、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうちに <p>(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※ ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 <p>(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <p>(河川氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5、警戒レベル5！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生しているため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(注) ■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)</p>	<p>6 避難情報の伝達文</p> <p>(1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■状況に応じ、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうちに <p>(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※ ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 <p>(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <p>(河川氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5、警戒レベル5！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！） ■こちらは、礼文町役場です。 ■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生しているため、河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(注) ■避難場所等への立退き避難が危険な場所が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)</p>	<p>文言修正</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>※ この呼びかけを行うにあたっては、次の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。</p> <p>①自宅・施設等に浸水しない居室があること</p> <p>②自宅・施設等が一定期浸水することにより生じる可能性が支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること</p> <p>(注) 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。</p> <p>他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。</p> <p>(4) 緊急速報メール文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 ●●／●● ●●：●● 地区：○○地区 避難場所：●●小学校、●●会館 理由：●●川氾濫のおそれ 備考：●●地域の○○地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p> </div>	<p>※ この呼びかけを行うにあたっては、次の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。</p> <p>①自宅・施設等に浸水しない居室があること</p> <p>②自宅・施設等が一定期浸水することにより生じる可能性が支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること</p> <p>(注) 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。</p> <p>他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。</p> <p>(4) 緊急速報メール文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 ●●／●● ●●：●● 地区：○○地区 避難場所：●●小学校、●●会館 理由：●●川氾濫のおそれ 備考：●●地域の○○地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p> </div>	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>【 土砂災害編 】</p> <p>3 具体的な区域設定の考え方</p> <hr/> <p>避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p> <p>避難情報の発令単位としては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令する。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。</p>	<p>【 土砂災害編 】</p> <p>3 具体的な区域設定の考え方</p> <hr/> <p>避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p> <p>避難情報の発令単位としては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令する。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。</p>	<p>文言追加</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等
4 避難情報の発令を判断するための情報				4 避難情報の発令を判断するための情報				
(1) 気象予警報等				(1) 気象予警報等				
項目	提供元	説 明	主な提供システム・サイト	項目	提供元	説 明	主な提供システム・サイト	
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 <u>《北海道防災ポータル》</u> https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》	表記修正
大雨警報		大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		大雨警報		大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		
大雨特別警報		大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		大雨特別警報		大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キクル）	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》	<u>土砂キクル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》	表記修正
土砂災害危険度情報	北海道	1km 及び 5km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》	土砂災害危険度情報	北海道	1km 及び 5km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》	
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	<u>土砂災害の危険度分布</u>	<u>気象庁及び北海道</u>	<u>気象庁が提供する「土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報</u>	《気象庁ホームページ》 <u>《北海道土砂災害警戒情報システム》</u>	文言追加
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 <u>《北海道防災ポータル》</u> 《気象庁ホームページ》	土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 <u>《北海道防災ポータル》</u> 《気象庁ホームページ》	表記修正

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等																				
<p>(2) 土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報</p> <p>○北海道土砂災害警戒情報システム (https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/)</p> <table border="1" data-bbox="92 390 1270 1272"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報発表状況</td> <td>現在の発表状況と過去の発表履歴を表示</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険度情報</td> <td>土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>濃い紫(極めて危険)</u>—実況で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 <u>うす紫(非常に危険)</u>—2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 赤(警戒)—実況又は予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】判断基準超過 黄—実況又は予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】判断基準超過</td> </tr> <tr> <td>降 雨 情 報</td> <td>降雨状況を1kmメッシュで表示</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等の指定状況</td> <td>土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>○大雨警報(土砂災害)危険度分布</p> <p>気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) 2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分</p> <p><u>濃い紫(極めて危険)</u>—実況で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】判断基準超過</p> <p><u>うす紫(非常に危険)</u>—2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】判断基準超過</p> <p>赤(警戒)—実況又は予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】判断基準超過</p> <p>黄(注意)—実況又は予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】判断基準超過</p> </div>	項目	説明	土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示	土砂災害危険度情報	土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>濃い紫(極めて危険)</u> —実況で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 <u>うす紫(非常に危険)</u> —2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 赤(警戒)—実況又は予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】判断基準超過 黄—実況又は予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】判断基準超過	降 雨 情 報	降雨状況を1kmメッシュで表示	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示	<p>(2) 土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報</p> <p>○北海道土砂災害警戒情報システム (https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/)</p> <table border="1" data-bbox="1270 390 2457 1272"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報発表状況</td> <td>現在の発表状況と過去の発表履歴を表示</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険度情報</td> <td>土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>黒(災害切迫)</u>—実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過 <u>紫(危険)</u>—<u>実況又は</u>2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】基準超過 赤(警戒)—実況又は<u>2時間後までの</u>予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】基準超過 黄—実況又は<u>2時間後までの</u>予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】基準超過</td> </tr> <tr> <td>降 雨 情 報</td> <td>降雨状況を1kmメッシュで表示</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等の指定状況</td> <td>土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>○<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)</u></p> <p>気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) 2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分</p> <p><u>黒(災害切迫)</u>—実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報[土砂災害]】基準超過</p> <p><u>紫(危険)</u>—<u>実況又は</u>2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】基準超過</p> <p>赤(警戒)—実況又は<u>2時間後までの</u>予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】基準超過</p> <p>黄(注意)—実況又は<u>2時間後までの</u>予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】基準超過</p> </div>	項目	説明	土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示	土砂災害危険度情報	土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>黒(災害切迫)</u> —実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過 <u>紫(危険)</u> — <u>実況又は</u> 2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】基準超過 赤(警戒)—実況又は <u>2時間後までの</u> 予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】基準超過 黄—実況又は <u>2時間後までの</u> 予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】基準超過	降 雨 情 報	降雨状況を1kmメッシュで表示	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示	<p>ガイドライン P83～84 文言修正</p> <p>文言追加</p> <p>ガイドライン P83～84 文言修正</p>
項目	説明																					
土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示																					
土砂災害危険度情報	土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>濃い紫(極めて危険)</u> —実況で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 <u>うす紫(非常に危険)</u> —2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】判断基準超過 赤(警戒)—実況又は予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】判断基準超過 黄—実況又は予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】判断基準超過																					
降 雨 情 報	降雨状況を1kmメッシュで表示																					
土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示																					
項目	説明																					
土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示																					
土砂災害危険度情報	土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 <u>黒(災害切迫)</u> —実況で大雨特別警報(土砂災害) 【警戒レベル5相当情報(土砂災害)】基準超過 <u>紫(危険)</u> — <u>実況又は</u> 2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報(土砂災害)】基準超過 赤(警戒)—実況又は <u>2時間後までの</u> 予想で大雨警報(土砂災害) 【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】基準超過 黄—実況又は <u>2時間後までの</u> 予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報(土砂災害)】基準超過																					
降 雨 情 報	降雨状況を1kmメッシュで表示																					
土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果を表示																					

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案	修正理由等																		
<p>■ <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布と居住者等の行動</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色</th> <th>説 明</th> <th>内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃い紫 (極めて危険)</td> <td> <p><実況で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 極めて危険な状況。既に土砂災害が発生している可能性が極めて高く、また、発生しているため、立退き避難が困難な場合は、少しでも崖などから離れた建物や自宅内の部屋などの安全な場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する。</p> </td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td>うす紫 (非常に危険)</td> <td> <p><2 時間後の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。土砂災害警戒区域等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くともこの段階で避難を開始する。</p> </td> <td>避難指示</td> </tr> <tr> <td>赤 (警戒)</td> <td> <p><実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達> 【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】 この基準は、要配慮者の避難に要する時間を考慮して設置。土砂災害警戒区域等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始を判断する。また、土砂災害の予想の困難さから、その他の居住者も、この段階から自発的に避難を開始するが望ましい。</p> </td> <td>高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>黄 (注意)</td> <td> <p><実況又は予想で大雨注意報基準に到達> 【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】 今後の大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に注意し、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。</p> </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td> <p><実況及び予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達> 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</p> </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色	説 明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報	濃い紫 (極めて危険)	<p><実況で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 極めて危険な状況。既に土砂災害が発生している可能性が極めて高く、また、発生しているため、立退き避難が困難な場合は、少しでも崖などから離れた建物や自宅内の部屋などの安全な場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する。</p>	緊急安全確保	うす紫 (非常に危険)	<p><2 時間後の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。土砂災害警戒区域等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くともこの段階で避難を開始する。</p>	避難指示	赤 (警戒)	<p><実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達> 【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】 この基準は、要配慮者の避難に要する時間を考慮して設置。土砂災害警戒区域等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始を判断する。また、土砂災害の予想の困難さから、その他の居住者も、この段階から自発的に避難を開始するが望ましい。</p>	高齢者等避難	黄 (注意)	<p><実況又は予想で大雨注意報基準に到達> 【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】 今後の大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に注意し、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。</p>	—	無	<p><実況及び予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達> 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</p>	—	(削除)	内容の重複による修正
色	説 明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報																				
濃い紫 (極めて危険)	<p><実況で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 極めて危険な状況。既に土砂災害が発生している可能性が極めて高く、また、発生しているため、立退き避難が困難な場合は、少しでも崖などから離れた建物や自宅内の部屋などの安全な場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する。</p>	緊急安全確保																				
うす紫 (非常に危険)	<p><2 時間後の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達> 【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。土砂災害警戒区域等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くともこの段階で避難を開始する。</p>	避難指示																				
赤 (警戒)	<p><実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達> 【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】 この基準は、要配慮者の避難に要する時間を考慮して設置。土砂災害警戒区域等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始を判断する。また、土砂災害の予想の困難さから、その他の居住者も、この段階から自発的に避難を開始するが望ましい。</p>	高齢者等避難																				
黄 (注意)	<p><実況又は予想で大雨注意報基準に到達> 【警戒レベル2相当情報[土砂災害]】 今後の大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に注意し、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。</p>	—																				
無	<p><実況及び予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未達> 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</p>	—																				

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
5 避難情報の発令・解除基準			5 避難情報の発令・解除基準			
避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。			避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。			
区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)	区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	
	② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等		② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	
	③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等		③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	
【警戒レベル4】 避難勧告	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	【警戒レベル4】 避難指示	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「 <u>危険（紫）</u> 」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	ガイドライン P86
	② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等		② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	
	③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等		③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	
	④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）		④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）	文言修正
	⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）		⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）	
	※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。			※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。		

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行		修 正 案		修正理由等	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	(災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等	ガイドライン P87 表記修正
	(災害発生を確認) 2 土砂災害が発生した場合 1 土砂災害が発生した場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）	2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (災害発生を確認) 3 土砂災害が発生した場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）	
解 除	避難情報の避難の解除基準は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。	避難情報の避難の解除基準は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。	解 除	避難情報の避難の解除基準は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。	
<p>(注) 1 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。</p> <p>2 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。</p> <p>3 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。</p> <p>4 立ち退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合）。</p> <p>※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。</p>		<p>(注) 1 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。</p> <p>2 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。</p> <p>3 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。</p> <p>4 立ち退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報(土砂災害)】に切り替える可能性が言及されている場合）。</p> <p>※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。</p>		文言修正	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
6 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			6 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			文言修正
区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。	【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>7 避難情報の伝達文</p> <p>(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。 ■ 状況に応じて、①暗くならないうちに②風が強くないうちに③雨が強くないうち </div> <p>(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください ■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3 </div>	<p>7 避難情報の伝達文</p> <p>(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。 ■ 状況に応じて、①暗くならないうちに②風が強くないうちに③雨が強くないうち </div> <p>(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■ ●●地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください ■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3 </div>	<p>文言修正</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 礼文町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、●●地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、●●地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p style="text-align: center;">（土砂災害発生を確認した状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！） ■ こちらは、礼文町役場）です。 ■ ●●地区で土砂災害が発生したため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 </div> <p>〈留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。 ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。 <p>(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 00/00 00:00 地区：△△地区 避難場所：●●小学校、●●会館 理由：土砂災害発生のおそれ 備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください</p> </div> <p>別添 ○土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧</p>	<p>(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 礼文町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、●●地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、●●地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 <p style="text-align: center;">（土砂災害発生を確認した状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！） ■ こちらは、礼文町役場）です。 ■ ●●地区で土砂災害が発生したため、●●地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 </div> <p>〈留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。 ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。 <p>(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 00/00 00:00 地区：△△地区 避難場所：●●小学校、●●会館 理由：土砂災害発生のおそれ 備考：●●地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください</p> </div> <p>別添 ○土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧</p>	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行				修 正 案				修正理由等
【 高潮災害編 】				【 高潮災害編 】				
3 避難情報の発令を判断するための情報				3 避難情報の発令を判断するための情報				
項目	提供元	説明	主な提供システム等	項目	提供元	説明	主な提供システム等	
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/	
府県気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び地方气象台、測候所で適時発表される。	《気象庁ホームページ》	府県気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び地方气象台、測候所で適時発表される。	《気象庁ホームページ》	
暴風警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》	暴風警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《 北海道防災ポータル 》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》	表記修正
暴風特別警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	暴風特別警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《 北海道防災ポータル 》 《気象庁ホームページ》	表記修正
高潮注意報		高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 (警戒レベル2)	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	高潮注意報		高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 (警戒レベル2)	《北海道防災情報システム》 《 北海道防災ポータル 》 《気象庁ホームページ》	表記修正
高潮警報		高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	高潮警報		高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される	《北海道防災情報システム》 《 北海道防災ポータル 》 《気象庁ホームページ》	表記修正
高潮特別警報		高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》	高潮特別警報		高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《 北海道防災ポータル 》 《気象庁ホームページ》	表記修正
潮位観測情報		3日間(昨日・今日・明日)又は1日毎の潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したものが5分又は10分毎に更新される。	《気象庁ホームページ》 《防災情報提供センター(国土交通省)》 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	潮位観測情報		3日間(昨日・今日・明日)又は1日毎の潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したものが5分又は10分毎に更新される。	《気象庁ホームページ》 《防災情報提供センター(国土交通省)》 https://www.mlit.go.jp/saigai/bo-saijoho/	表記修正

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行			修 正 案			修正理由等
5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動			文言修正
区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>6 避難勧告等の伝達文</p> <p>(1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。 ■ 浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください※2 <p>(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 町内（△△地区）に対し、警戒レベル4避難指示を発令しました。 ■ 浸水のおそれがある区域にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3 ■ 今後台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。 	<p>6 避難勧告等の伝達文</p> <p>(1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。 ■ 浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■ 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください※2 <p>(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 町内（△△地区）に対し、警戒レベル4避難指示を発令しました。 ■ 浸水のおそれがある区域にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3 ■ 今後台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。 	<p>文言修正</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <p>(高潮氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ まもなく高潮氾濫が発生するため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(高潮氾濫発生を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 高潮氾濫が発生したため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。（注） ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める)</p> <p>※1 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。</p> <p>①自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと</p> <p>②自宅・施設等に浸水しない居室があること</p> <p>③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること</p> <p>※2 暴風が予想される場合に伝達する。</p> <p>※3 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。</p> <p>(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。</p> <p>他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。</p>	<p>(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例</p> <p>(高潮氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ まもなく高潮氾濫が発生するため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。 ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(高潮氾濫発生を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！） ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 高潮氾濫が発生したため、町内（△△地区）に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。（注） ■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める)</p> <p>※1 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。</p> <p>①自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと</p> <p>②自宅・施設等に浸水しない居室があること</p> <p>③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること</p> <p>※2 暴風が予想される場合に伝達する。</p> <p>※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。</p> <p>(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。</p> <p>他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。</p>	<p>ガイドライン P109 文言修正</p>

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<p>(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 ●●／●● ●●：●● 地区：町内（△△地区） 避難場所：指定緊急避難場所（●●小学校、●●会館） 理由：高潮のおそれ 備考：町内（△△地区）で浸水のおそれのあるお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p>	<p>(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）</p> <p>礼文町：警戒レベル4 避難指示 ●●／●● ●●：●● 地区：町内（△△地区） 避難場所：指定緊急避難場所（●●小学校、●●会館） 理由：高潮のおそれ 備考：町内（△△地区）で浸水のおそれのあるお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。</p>	

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等																										
<p style="text-align: center;">【 津波災害編 】</p> <p>5 避難指示の発令・解除基準</p> <p>避難指示の発令・解除基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。</p> <p>なお、津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。</p> <table border="1" data-bbox="106 743 1255 1518"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)</th> <th>避難指示の発令対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td>① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合</td> <td>別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域</td> </tr> <tr> <td>③ 津波注意報が発表された場合</td> <td>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域</td> </tr> <tr> <td>④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</td> <td>津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td colspan="2">避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。</p> <p>2 <u>遠地地震</u>の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、<u>必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。</u></p>	区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難指示の発令対象区域	避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合	別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域	③ 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域	④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域	解 除	避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。		<p style="text-align: center;">【 津波災害編 】</p> <p>5 避難指示の発令・解除基準</p> <p>避難指示の発令・解除基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。</p> <p>なお、津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。</p> <table border="1" data-bbox="1285 743 2433 1518"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)</th> <th>避難指示の発令対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td>① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合</td> <td>別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域</td> </tr> <tr> <td>③ 津波注意報が発表された場合</td> <td>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域</td> </tr> <tr> <td>④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</td> <td>津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td colspan="2">避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。</p> <p>2 <u>遠地</u>で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、<u>その内容により</u>必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。</p>	区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難指示の発令対象区域	避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合	別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域	③ 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域	④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域	解 除	避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。		<p>ガイドライン P98</p>
区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難指示の発令対象区域																										
避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合	別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域																										
	③ 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域																										
	④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域																										
解 除	避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。																											
区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難指示の発令対象区域																										
避難指示	① 大津波警報が発表された場合 ② 津波警報が発表された場合	別添「礼文町ハザードマップ」における津波浸水想定予測範囲内全域																										
	③ 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域																										
	④ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない①～③に該当する区域																										
解 除	避難指示の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。																											

避難情報の発令判断・伝達マニュアル 新旧対照表

現 行	修 正 案	修正理由等
<div data-bbox="172 310 1193 655" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>避難情報の発令判断・伝達マニュアル</p><hr/><p>令和3年6月 作成</p><p>礼文町</p></div>	<div data-bbox="1350 304 2377 873" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>避難情報の発令判断・伝達マニュアル</p><hr/><p>令和5年3月 作成</p><p>平成30年3月 策定</p><p>令和2年6月 改訂</p><p>令和2年11月 改訂</p><p>令和3年6月 改訂</p><p>礼文町</p></div>	<p>表記修正</p>